

「東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務」
事業の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

東京国税局が管理する大手町合同庁舎 3 号館、東京国税局管内（千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県）に所在する 83 箇所の税務署が入居する単独庁舎 76 施設及び合同庁舎 7 施設、国税庁事務管理センター（埼玉県）、鑑定指導室（東京都）及び光が丘資料センター（東京都）等）における施設管理・運營業務（①建築設備管理業務（点検等及び保守）、②清掃業務、③庁舎警備業務、④電話交換機保守業務、⑤執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務、⑥受水槽等清掃、水質検査及びばい煙測定業務、⑦植栽管理業務）

契約期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 実施状況に関する評価

- 達成すべき質として設定された以下の項目すべてが達成。
 - ア 快適性の確保
 - ・対象施設の職員を対象に実施した「施設アンケート」について、「満足」又は「ほぼ満足」と回答した割合が 70%以上であること。
 - イ 品質の維持
 - ・管理・運營業務の不備に起因する施設における執務の中断がないこと。
 - ・管理・運營業務の不備に起因する停電、空調停止、断水、通信不通の発生がないこと。
 - ・障害発生時の施設管理担当者への連絡時間が概ね 10 分以内であること。
 - ・障害発生時及び緊急対応時の現地への所要時間が概ね 120 分以内であること。
 - ウ 安全性の確保
 - ・管理・運營業務の不備に起因する怪我の発生がないこと。
- 民間事業者からの改善提案に基づき、委託業務全般については代表企業の営業本部担当者が窓口となり、業務全般について包括的な管理が行われ、各施設の管理担当職員の窓口となるブロックの統括マネージャー等を設置することにより明確な連絡体制が確立され円滑な管理運営が行われ事務の簡素化と効率化が図られた。清掃に関しては品質評価シートによる管理が、警備に関しても救命講習を受講した警備員の配置による迅速な対応等、民間事業者の創意工夫が発揮された。

3. 実施経費に関する評価

実施経費（平成 23 年度及び平成 24 年度の実績額の平均）は 792,369 千円であり、従来の実施に要した経費（平成 22 年度実績）827,254 千円に比べ、34,885 千円（4.22%）の経費が削減。

4. 今後の事業

本事業は、良好な実施状況であると評価できる。このため、次期事業においては、「新プロセス運用に関する指針」（平成 24 年 4 月 3 日官民競争入札等監視委員会）に基づく新プロセスへ移行した上で、事業を実施することが適当であると考えられる。なお、施設アンケートについては、直接利用している者の声を反映する等、より適切な方法を検討することが望ましいと考えられる。

以上